

朝鮮前期の対女真貿易

山 本 進

はじめに

16世紀末ヌルハチが登場するまで、女真族は小集団に分かれて生活していた。明朝は彼らを建州女直・海西女直・野人女直に大別しており、朝鮮も建州衛以外の女真族を兀良哈と兀狄哈に区分していたが、女真族自体はそのような大集団を構成しておらず、建州部でさえ建州衛・建州左衛・建州右衛に分立し、相互に対立していた。

明の北辺を常に脅かしていたモンゴル族とは異なり、女真族は明と激しく敵対していなかったため、明朝は旧満洲に羈縻衛を設置して女真族首長を指揮に任命し、彼らを通して東北地方を間接統治した。一方で明は女真族の朝貢を許し、また広寧や開原など辺地にて馬市を開くなど、藩属国に準ずる待遇も与えていた。但し明朝は彼らが強大化することを警戒し、農業生産力を大幅に増大させる鉄製農具や耕牛馬の輸出は制限していた。特に鉄製品は戦時に兵器の原料ともなり得るので、原則として禁輸措置が実施されていた。しかし15世紀後半に旧満洲からシベリアで捕れる貂鼠（クロテン）皮の着用が流行すると、鉄製品の密輸出は増大した。貂皮の一部は朝鮮にももたらされ、朝鮮の両班によって消費されたり明国に再輸出されたりした。

15-16世紀の女真族がどのような生活を営んでいたのかに関する女真族自身の記録は皆無であり、明朝側の記録も非常に乏しい。明朝にとって女真族は比較的従順な少数民族の一つに過ぎず、モンゴルや倭寇ほど注意を喚起し

なかったこともその一因であろう。しかし朝鮮にとって彼らは鴨緑江・豆満江を挟んで国境を接し、北辺侵略の危険性を帯びた脅威であったため、政府は彼らを常に監視・観察し、彼らに関する情報を詳細に記録していた。それ故今日に至るまでこの時期の女真族研究においては、史料の大部分を『朝鮮王朝実録』に依拠せざるを得ない状況に置かれている。

外国文献を通して歴史を繙くという変則的方法を採るため、明代の女真族に対する社会経済史的考察は貿易や交渉の分野に局限される。当時の女真社会における最大級の輸出品は貂鼠皮（貂皮）であり、逆に彼らが最も必要としていたのは、調理用の鍋釜、農耕用の犁、狩猟用の鏃など各種鉄製品であった。女真族の貂皮貿易については河内良弘が丹念な考察を加えている（河内良弘，1971）。河内によれば、貂皮の着用は成化年間（1465-1487）頃から明国で流行し始め、やがて成宗期（1469-1494）の朝鮮にも伝播したとされる。貂皮の対価として女真に輸出されたのは鉄製品であり、両国政府は鉄輸出を禁止したにもかかわらず、その流れを阻止することは不可能であった。

この事実は一方で中朝支配層の奢侈志向の高さを物語っているが、他方である程度の鉄製品を女真族に与えることは羈縻政策の観点から必要であり、また武器以外の生活必需品であれば国防上大きな脅威とはならないという計算も働いていたと思われる。蓋し鍋釜は土器より熱伝導率が遙かに高い優れた調理器具であり、犁は深耕を可能とする画期的農具であり、鏃は狩猟民族でもある女真族にとって必要不可欠だからである。中朝両国は女真族の民生用鉄製品需要に対しある程度応えていたものとの推測が成り立つ。実際『朝鮮王朝実録』には政府の禁令にもかかわらず鍋釜や農具が女真に流出しているという報告が散見されるが、辺将が刀剣や鉄甲を密売した場合には厳罰が下されており、両者の温度差はかなりはっきりしていた。

それでは民生用として輸出された鉄製品は刀剣・鉄甲や鏃など武器に改造

されなかったのであろうか。当時の鍋釜や農具は銑鉄（鑄鉄）で鑄造されていた。銑鉄は炭素含有量が高く、堅いが脆いという性質を有する。従って激しい衝撃が加わる武器には炭素含有量の低い錬鉄（鍛鉄・鋼鉄）が適する。明国や朝鮮が多少の鉄製品輸出を黙認していたとすれば、それが銑鉄製だからであり、なおかつ女真族には銑鉄を鍛冶して錬鉄にする精錬技術が無いか、あっても低水準であると見なしていたからに違いない。

実録の断片的記録から女真族の製鉄技術を復元することは困難を伴うが、女真族が鉄の製錬法を知ったのは万暦 27 年（1599）のことであり（旗田巍, 1940, 266 頁）、それ以前は専ら中国や朝鮮からの輸入に依存していたようである。ただ銑鉄を錬鉄に加工する技術は 15 世紀後期からある程度確立されていたらしい（河内良弘, 1992, 630-631 頁）。明や朝鮮がこのことを知りつつも、さほど熱心に銑鉄製品の禁輸を実施しなかったのは、当時の女真族が比較的従順で、なおかつ精錬技術も皆無か低劣であると考えていたからだ と推測される。

本稿はこれらの見通しに立脚しつつ、朝鮮から女真への鉄製品輸出について再検討する。また比較対照のため米糧・塩醬・布物など鉄製品以外の諸物産の輸出についても考察する。鉄の呼称は当時の表現に従い、銑鉄を水鉄と、錬鉄を正鉄と記す。史料のほぼ全ては河内良弘をはじめとする先行研究で既に紹介されたものであるが、煩瑣を避けるため註記を省略する。

第 1 章 世祖期までの対女真貿易

明代の旧満洲は、漢族が入植し、後に柳城辺墻で囲われる遼河平原を除き、その大部分が女真族の居住地であった。彼らは狩猟・漁撈に従事しつつ、粗放な農業も行ってた。農業生産力を向上させるため、女真族は農具と耕牛馬を必要としていた。

朝鮮前期の対女真貿易

朝鮮は国初新たに北関（現在の咸鏡北道）地方を領土に編入し、慶源にて女真族と塩鉄牛馬の交易を行っていた。しかし太宗6年（1406）初頃に開市を廃止したため、兀狄哈の金文乃と衝突が起こったので、同年5月に至り鏡城・慶源に貿易所を設置し、水鉄およびその他の消費財の輸出を再開した⁽¹⁾。朝鮮政府が国境で貿易所を設置したのは、女真族を懐柔し、無用な摩擦を避けるためであったものと見られるが、鉄については鍋釜や農具など水鉄製品のみ交易を認め、武器原料である正鉄を禁輸しており、軍事上の配慮がなされていることが注目される。

15世紀初頭の女真族にとっては鉄や牛馬だけでなく、塩醬の輸入も非常に重要であった。太宗17年9月、咸吉道都巡問使柳思訥は上書して、女真族の需要品目の中では塩醬が最重要なので、末醬豆100石と付近諸州の税塩を慶源に搬入し、毎年醬を醸造して彼らに提供し、その利を享受すべしと願い出て裁可され、10月には慶源で兀狄哈・吾都里・兀良哈に対し米布塩醬が給付された⁽²⁾。内陸に住む女真族にとって、塩とその加工品である醬（味噌）は必要不可欠であるため、朝鮮政府は塩醬を支給することで彼らを懐柔していたのだろう。従って柳思訥が期待した「利」とは貿易の利潤ではなく、安全保障上の利点を指すものと思われる。しかし貿易所の活動はその後の史料には出現せず、明国の牽制によって早期に消滅したようである（河内良弘、1992、619頁）。

世宗6年（1424）以降、婆猪江流域に移動して来た建州女直の李満住が鴨緑江北辺の皇城坪に出没し、朝鮮政府に対して口糧・種子・塩醬を強請するようになった⁽³⁾。口糧と種子が新たに要求品目に追加されたのは、新天地に定着するまでの食糧と播種用の種子を確保するためであったと思われる。政府は北関でも鴨緑江辺でも女真との互市を一切認めず、彼らの要求に応ずる形で随時物資を支給していた。これに飽き足らない女真族は朝鮮人を攫って捕虜としたり、渡江して朝鮮北辺を劫掠したりして、力づくで受給量を増や

そうとすることもあった⁽⁴⁾。

一方江辺人民の中から婆猪江の野人と往来して物資を貸借したり、婚姻したりする者が出現した。世宗 16 年（1434）正月、王がこの問題を大臣に議論させたところ、領議政黄喜らは私相往来を禁止し、女真族が守令の許に来見して塩醬を求請すれば、旧例に従い支給すべしと回答した⁽⁵⁾。恐らく私的な往来や通婚が密貿易に発展することを恐れたのであろう。実際世宗 15 年 3 月には兵曹が、平安・咸吉兩道は女真と接壤しているため鉄物の売買が禁止されているが、無識の輩が以前の如く売買を続けているとして、今後は兩道居民で炊飯鉄器・農器・兵器を女真に売った者や故意に見過ごした者を違禁下海律により処断せよと啓言して、裁可されている⁽⁶⁾。この史料より世宗 15 年までに鉄器は水鉄・正鉄を問わず全て禁輸品とされたこと、禁令にもかかわらず鉄物の密貿易が跡を絶たなかったことが知られる。ただ太宗 6 年の水鉄輸出許容政策が見直され、鉄製品販売が一切禁断されたという記録は残されておらず、貿易所の消滅により鉄物を含めた女真族との交易が全面的に停止されたものと理解すべきであろう。

朝鮮政府はその後一貫して女真との互市を認めなかったが、彼らが辺境の守令に挨拶に来て手土産を渡し、守令が彼らの必需物資を贈給する互酬は容認していた。彼らはより大きな成果を得るためしばしば漢城への上京を求めたが、これは厳しく制限された。世宗 16 年の記録によると、野人は辺将に皮物の類を贈与していた。ここに成宗期以降本格化する貂皮密貿易の端緒を見出すことができよう。世宗は守令に対し、受け取りを拒んでいざらに彼らの不興を買うのではなく、感謝の言葉を伝え、その価値の貴賤に応じて綿布・塩醬・米穀を賜与せよとの諭旨を下している⁽⁷⁾。

女真族が鉄製品と食料品とのどちらを重視していたのかは時々の状況によって異なり、一概には言えない。世宗 20 年（1438）朝鮮軍の討伐により婆猪江流域から渾河流域へと移動した李満住集団は、牛馬が虎に襲われて農

耕が立ちゆかず、食糧が欠乏したため、彼の管下人が土産品を開原や遼東に持ち込み、糧米・塩醬を購入した⁽⁸⁾。同じ年明朝は畢恭の上奏に従い、海西女直の朝貢使節が帰路辺境で綵幣や駑馬を売り耕牛や銅鉄器を買うことを禁止した⁽⁹⁾。部族が飢餓に苦しんでいる場合は食料品を求めるが、平時にあっては牛馬や鉄物が優先的に輸入されたということであろう。

以上のように朝鮮は女真との互市を禁止し、辺境での互酬のみを認めていた。女真の贈与品は皮物であり、朝鮮の回賜品は米糧・塩醬・綿布であった。鉄は正鉄・水鉄を問わず賜与することを厳禁されていたが、相当量の密輸出があったものと推測される。世祖9年(1463)王が咸吉道都節制使康純に対し、鑿器や水鉄農具を野人と互市することは既に厳禁されているにもかかわらず、無識の輩による潜売が横行しているとして、これを痛禁すべしと下命していることから⁽¹⁰⁾、鉄の密売が盛んであった様を窺い知ることができる。

ところで世宗26年(1444)軍器監提調李蔵は、銅の代わりに鉄で火炮を作れないかという王の下問に対し、堅くて脆い水鉄で火炮を鑄造することは非常に困難であるが、「臣が聞くと、北方の野人は水鉄の農器を以て軟鉄に変え、軍器と為す者が頗る多い。しかし本国はその技術を知らない」として、来朝した野人や慶源で伝習した野人から技術を取得すべしと啓言している⁽¹¹⁾。しかし果たして鉄の加工技術は朝鮮より女真の方が優れていたのだろうか。

양선야は朝鮮の製鉄法について「現在までの資料では確定できないが、水鉄が鍛造鉄器製造工程中の二段階から生産される正鉄と同じ段階にある鉄であれば、生鉄は一段階生産品である薪鉄と同じ段階にある鉄だと仮定して見ることができる。考古学者と金属学者が共同参加して設計した<韓国伝統製鉄の工程体系に対する中範囲理論>によれば、一次製鍊(smelting)を通じて生産される塊鍊鉄は精鍊・鍛鍊鍛冶を経て中間素材である正鉄に造られた

後、これを再び鍛造して鉄器として製作された。一次製錬で産出する銑鉄は再び熔解（melting）と casting 過程を経て casting 鉄器となった。このモデルを適用すれば生鉄は casting 鉄器製造工程の一段階である製錬、水鉄は二段階である熔解の産物と見ることができる」（양선아, 2019, 237 頁）と述べている。すなわち朝鮮では正鉄と水鉄の製造が砂鉄を還元して原料鉄を取り出す一次製錬段階から製法が分化し、前者は薪鉄（塊錬鉄）→正鉄→鍛造鉄器という工程を辿り、後者は生鉄（銑鉄）→水鉄（casting 鉄器）という工程を辿った。

現代人の常識では、製鉄とはまず砂鉄や鉄鉱石を還元して炭素含有量の多い銑鉄を作り、次にこれを精錬して炭素を除き、錬鉄・鋼鉄を作るというものである。従って銑鉄を薪鉄と生鉄に区分していた朝鮮の伝統製鉄法は理解しにくい。あるいは一次製錬の段階で炭素含有量のより少ない薪鉄とより多い生鉄とに弁別し、薪鉄は鍛造に、生鉄は casting に用いていたのかも知れない。だとすれば水鉄から正鉄を作るのは困難だという李蕝の説明も成り立つ。

しかし朝鮮以外の地域では錬鉄は銑鉄を鍛えて製造するものであるから、鑄物を溶かして軍器を作る女真族の営為は特段優れたものではない。彼らは 16 世紀末まで製鉄技術を持たなかったが、銑鉄を精錬する技術は獲得していたのである。従って正鉄製造法をわざわざ女真族から学ぶ必要は全く無く、また正鉄製品は金床と金槌で鍛造されるため、火砲のような形状が複雑な機器を作ることはできなかった。棒鉄を螺旋状に巻き上げ小銃を作るような複雑な技術は当時まだ知られていなかった。

ところで李圭景『五洲衍文長箋散稿』巻 60、錬鉄辨証説に「我東則一炉火出。生鉄壺百勺。則熟鉄不及此数。而熟鉄初出者為薪鉄。薪鉄一斤。打錬正鉄。劣者四兩」という記述がある（柳承宙, 1980, 335 頁、양선아, 2019, 36 頁）。李圭景によれば、一次製錬で生鉄と薪鉄が製造され、薪鉄は

朝鮮前期の対女真貿易

熟鉄を経て正鉄となるが、薪鉄1斤（16両）から正鉄は下級品でも4両しか採取できないとされる。上質品であればもっと少ないであろう。水鉄と比べて正鉄は加工の段階で重量が大幅に減少してしまうという特徴があった。更に鍛冶に掛かる費用も少なくない。従って女真族は水鉄を正鉄に鍛造することはできても、相当の減量という対価を払わねばならなかったはずである。それでも彼らが鍋釜や農具の一部を鍛造したのは、鏃を作るためであった。1468年女真の地から脱出してきた劉得吉は、野人は唐牛角あるいは本土の牛角で弓を自造し、箭鏃は大明の鉄を買い自造すると供述している⁽¹²⁾。大明の鉄とは恐らく明より輸入した鍋釜や農具など水鉄製品のことを指すのであろう。

女真族が貴重な水鉄製品を铸つぶして鏃を鍛造していたとすれば、その理由は弓箭が狩猟や採集に不可欠であること、鏃には常に激しい衝撃が加わるので、铸铁製だと先端がすぐに欠けるためだと考えられる。深山に分け入り、鳥獣を狩ったり、虎狼から身を守ったりするためには、弓箭無しでは生活が成り立たなかったのである。

第2章 成宗期以降の対女真貿易

女真族の対外貿易に大きな変化をもたらしたのは1470年代頃から始まる中国での貂皮の流行であった。朝鮮の両班層にもやや遅れて貂皮が流行したが、より深刻な影響を与えたのは明勅使による勅行貂皮貿易の慫慂であった。勅使の要求に応えるため、朝鮮政府は国内外から貂皮を掻き集めねばならなくなった（山本進，2020）。

朝鮮政府は女真からの貂皮輸入を認めず、貢物で確保しようとしたが、乱獲により資源が枯渇したため、上納を命じられた咸鏡道や平安道の人民は牛馬や鉄物を女真族に売って貂皮を入手せざるを得なかった。成宗5年(1474)

10月大司憲李恕長らは上疏して、近年辺郡の守令は法を犯して野人に鉄物を売り、毛皮と交換するので、彼らの矢は骨鏃から鉄鏃になり、鉄甲さえ身に纏うようになったと訴えた⁽¹³⁾。また同年12月永安道敬差官として北関五鎮を視察した洪貴達は上啓して、捕虜とした野人の矢は半数が鉄鏃であり、臣がその理由を問うたところ、六鎮より貢納する貂皮はほぼ全てを牛馬や鉄を対価として野人から購入しており、辺将も野人より毛皮を贈られることを常としているからだと答えたとして、野人との互市・互酬を厳禁すべしと訴えた⁽¹⁴⁾。翌年5月には芸文館奉教安彭命が、貂皮は我が国の物産であるが、野人より取得したものが多く、対価として牛馬や鉄物を売るため、貢物を減額して弊害を除去せよと上疏し、また同年7月には都承旨柳輕が、北道で興利人が牛馬・鉄物と貂皮との交易を行っていること、その背景には貢物需要と士大夫家の需要があることを上啓した⁽¹⁵⁾。

このように貂皮需要の急増が密貿易の盛行を招き、結果として女真族の箭鏃の質が向上し、安全保障上の脅威となりつつあったことを認識しながら、朝鮮政府が具体的措置を講じなかったのは何故であろうか。成宗6年(1475)2月2日の昼講後、兵曹判書李克培は五鎮に対する貂皮の誅求が苛烈であるため、野人の鏃が鹿角製から鉄製に代わったとして、五鎮の貂皮貢納を免除せよと訴えた。成宗が、洪允成が言うには野人の地にも炉冶匠があるそうだと応えると、李克培は、野人は鍊鉄の法を知らず、正鉄を得て改造するだけであると反論した⁽¹⁶⁾。成宗が女真における炉冶匠の存在について言及したのは、野人は鉄を密輸入だけに依存しているのではなく、自製もしているのではないかとの疑問を投げかけるためであろう。これに対し李克培は、女真の鉄自製論を否定し、正鉄を密輸入して鏃に改造しているに過ぎないと断じたのである。

既に見た通り、女真族は16世紀末まで製鉄法を知らなかったのであり、洪允成が言う炉冶匠とは所謂「たたら」ではなく、鑄物師か鍛冶屋のことを

指すのであろう。従って炉冶匠の存在と鉄の自製とは無関係である。しかし野人は錬鉄を解せず、彼らが正鉄製の鎌を持っているのは朝鮮あるいは明国から正鉄を密輸入して製造しているはずだという李克培の主張にも無理がある。蓋し正鉄塊や刀剣・鉄甲など正鉄製品を密輸することは鍋釜・農具など水鉄製品を密輸するよりも遙かに困難だった筈だからである。李克培自身も辺民が農器や農牛を売って皮物を購うと述べている。

今日の常識を当てはめると、女真族は密輸した水鉄製品を鑄つぶして鍛錬し、正鉄に加工していたものと考えてはほぼ間違いない。ところが当時の朝鮮人の製鉄法では、正鉄は薪鉄を精錬して造るものであり、薪鉄は製鉄の一次段階で生み出される中間素材であった。女真族が製鉄法を知らない以上、薪鉄は造れず、従って正鉄も造れない。だから「野人不解錬鉄」なのである。水鉄から正鉄を造る（造れる）という発想は朝鮮人にはなかった。この観念は「北方野人。以水鉄農器。易軟鉄為軍器者頗多」と述べ、女真族が水鉄製品を軟鉄すなわち正鉄に打ち直していることを見抜いた李蔵の認識からも後退している。恐らく女真族は貂皮を売って鍋釜や農具を買い、炉冶匠がそれらを精錬して鉄鎌や鉄甲を鍛造していたのであろう。

朝鮮では製鉄技術に関する知識が現代とは異なり、銑鉄段階で薪鉄と生鉄に区分していたため、水鉄を正鉄に加工するという発想自体が無かったものと見られる。成宗4年に鉄匠からの収税が検討された時、申叔舟は、鑄鉄は直鎔して成器するが、正鉄は鎔者と成器者がそれぞれ異なるので徴税に適さないと論じているのも⁽¹⁷⁾、水鉄製造工程と正鉄製造工程が前後せず、並行しているという認識の反映であろう。この観念に立脚すれば、女真族から鉄鎌や鉄甲を遠ざけるためには正鉄製品または正鉄塊の漏出を止めれば事足りることになる。成宗12年領敦寧府事尹壕が、臣が聞いたところ、北方の人は狄人と交市し、鉄甲に至るまで私相貿易していると上啓したのに対し、大司憲李克墩は、鉄甲の互市は決して無いと断言した⁽¹⁸⁾。確かに、北辺の一般庶

民が軍器である鉄甲を入手して女真族に売っていたとは考え難い。しかし鍋釜や農具から鉄甲への改造が可能であったことは兩人とも思いも至らなかったであろう。

その後成宗 22 年（1491）、女真の地で捕虜生活を送り、逃走帰還した官奴達生らが、野人は箭鏃や甲冑を日夜打造していること、彼らは風炉（ふいご付きの炉）を設けて箭鏃を造り、焼き入れをしていることを伝えた⁽¹⁹⁾。しかし達生らは箭鏃の原料が水鉄製品だとは述べなかった。そのため政府の女真族精錬技術に対する認識は、李克培のそれから大して前進しなかった。実際のところ女真族は精錬と焼き入れの技術を会得していたものの、その水準は決して高くはなかったと見られる。同じ年、掌令李粹彦は上啓して、来朝野人は破損した鞍や刀子を大量に持参して改造（修理）を請うが、鉄鎧はやむを得ず改造してやっても、錐のように鋭い刀刃は決して改造してはならないと訴え、成宗も禁断に同意した⁽²⁰⁾。彼らが製造した正鉄製品は欠け易く、韌性に劣っていたため、朝鮮政府にその修理を依頼したのであろう。

明朝もまた女真族の鉄物密輸に神経を尖らせ始めていた。成化 12 年（1476）兵部右侍郎馬文升の提言に基づき、明は女直貢使に行人を伴送させ、沿途にて弓材（水牛角）・箭鏃・諸鉄器の私相貿易を防遏せしめた⁽²¹⁾。明国は自身が欲する貂皮を女真より求めながら、彼らが欲する鉄物を与えなかったのである。しかしテンの捕獲は非常に難しく、女真族の中では採取者と交易者との社会的分業が生まれていたものと思われる。女真商人が貂皮の対価として採取者に支払う物貨の大宗は恐らく鉄鏃であり、鉄の輸入無しに貂皮を輸出することは非常に困難であった。

そこで彼らは朝鮮に目を向けた。成宗 13 年（1482）6 月、建州衛都督李完者頭（達罕）は部下の李買驢に印信呈文を与えて満浦鎮に派遣し、平安道からの入朝と辺邑での互市を要求した。成宗は互市を許さなかったが、一方で好馬と塩醬・布物とを交易するのは有益ではないかと述べ、重臣に検討す

るよう命じた。同年閏8月の廷議において盧思慎や李克培は互市に反対し、結局成宗は互市を認めず、好馬と塩醬・布物の交易のみを認めた⁽²²⁾。互市を開き民間交易を許可すると鉄製品が女真に流出する危険性が高まる。そこで成宗は女真首長と朝鮮政府との公貿易を満浦鎮で行うこととしたのである。これは世宗期の日用品賜与や辺將と女真首長との互酬とほぼ変わらず、鉄物を輸入したい女真族にとっては大いに不満であっただろう。成宗15年婆猪江流域が飢饉に襲われた時、政府は一時的に民間人の売穀買馬を許したが、これはあくまで臨時の賑濟措置であり、「交易を希望する者の自由な取引にまかせ、民間貿易を公認したことは、まことに画期的な処置であった」（河内良弘，1992，621頁）と見なすことはできない。

そもそも馬は女真にとっても貴重な生産資源であり、貂皮のような輸出品ではなかった。また15世紀後半の女真社会では塩醬・布物のような消費財に代わって生産財である鉄の需要が相対的に上昇していた。貂皮と鉄物の交換が許されない満浦鎮貿易は女真族にとって魅力あるものではなく、朝鮮政府もそのことを充分承知した上で、彼らの開市要求に対し、好馬なら買ってやる、塩醬・布物なら売ってやると回答したのであろう。

16世紀になると女真への鉄物密輸がより一層活発化し、明・朝鮮両政府の危機意識は更に高まった。まず明では1503年に吏科給事中鄒文盛が、広寧・開原の馬市は本来塩米を売って馬を買うものであったが、近年朵顔三衛は馬市に榛松・貂皮・瘦弱牛馬を持ち込み、また買い入れた鍋や犁を出関後尽く溶解すると警鐘を鳴らし、関市を廃止して貢使の鍋犁購入を制限せよと提案した。これを承けて兵部は、馬市の廃止が女真との関係を悪化させることを危惧し、鍋犁鉄器の交易を原則禁止しつつ、要求があれば三年一買を許すべしと覆奏した⁽²³⁾。

だがこのような制限措置は大して遵守されなかったと見られる。1570年に総督宣大山西尚書王崇古がタタール部の俺答を順義王に封じて互市を開い

た際、広鍋は生鉄製で鍛錬しておらず、北虜は鍊鉄技術を持たないし、たとえ精錬したとしても銑鉄10斤は鍊鉄3斤にしかならないため、遼東互市に倣いその輸出を許すべしと述べているように⁽²⁴⁾、女真への鉄鍋輸出は16世紀後半には事実上容認されていたようである。鉄物の輸出は軍事的には脅威となるが、女真やモンゴルには高度な精錬技術は無いし、鍊鉄製造のためには大量の鍋犁を犠牲にしなくてはならないが故に、羈縻政策の観点から受容され得るとの判断が働いたものと思われる。

次に朝鮮では、15世紀末から興利人が綿布などの物貨を駄載して北関辺鎮に赴き、牛馬や鉄物に換えてこれを野人に売り、皮物を入手することが報告されており⁽²⁵⁾、中宗期に至ると平安道満浦鎮でも互市禁止令を犯して牛馬・鉄物が密輸出されるようになった⁽²⁶⁾。その原因は皮物需要であったため、朝廷では貂皮の着用を禁止せよとの声がかかるようになった⁽²⁷⁾。満浦鎮では女真族の往来が盛んになり、統制が次第に困難になりつつあった。

ところで中宗9年(1514)前平安道節度使崔漢洪は、在任中満浦鎮に来る帰順野人の名簿を作成して牌(通行証)を発給し、無牌者の入鎮を排除してきたが、この度節度使に任ぜられた黄衡は、給牌政策継続の是非と、売買において紛擾を起こした野人を江界府にて囚禁することの可否について問うていることを上啓した。しかし諸臣は、咸鏡道五鎮では朝鮮人と城底野人が混在して暮らしているので、囚禁や刑罰など威嚇的手法を採らざるを得ないが、平安道では「其来者止於満浦鎮許待。其無礼不恭者。不可竝皆囚治也」、すなわち野人の来往を満浦鎮に限定しているので、たとえ無礼不恭な態度を取る者であっても決して皆を囚治してはならないと結論付けた⁽²⁸⁾。河内良弘は「これによって満浦鎮が、女真人のために開放された、平安道における唯一の貿易所としての地位を、朝鮮政府によって、再び公許されたといえると思う」と述べている(河内良弘, 1992, 624頁)。しかし一連の議論は満浦鎮における野人の処遇に関するものであり、互市の公認とは関係ない。成宗

朝鮮前期の対女真貿易

13年以來、満浦鎮では塩醬・布物の公貿易は許可され続けてきたし、鉄物の貿易は禁断されたままであった。中宗11年には司諫院が、満浦僉使在任中に牛鉄と貂皮を密貿易したとして全五倫なる者を弾劾しており⁽²⁹⁾、牛馬・鉄物の禁輸措置は堅持されていたのである。

とは言え、明や朝鮮から女真への合法・非合法の形で鉄流出の勢いはもはや止めようがなかった。前述の如く、明は水鉄製品の輸出を半ば公認していた。朝鮮では中宗後期以降、鉄物禁輸に関する史料がほとんど出て来なくなる。宗主国である明が水鉄輸出を半ば解禁したため、朝鮮もこれに追従し、密貿易を以前のように厳しく取り締まらなくなったものと推測される。

おわりに

太宗6年鏡城と慶源に設置された貿易所が革罷されて以来、鉄物の流出により女真の農業生産力や軍事力が強化されることを恐れた朝鮮は、国境で互市を開かなかつた。世祖期までの対女真貿易は女真使節の貿易に局限され、この他北辺では米糧・塩醬・布物など日用品を賜与したり辺将が女真首長と互酬したりすることもあった。鉄物が密輸出されている可能性は世宗期から指摘されていたが、水鉄製の鍋釜や犁から正鉄製の鏃や鉄甲を鍛造することは不可能であると認識されていた。

1470年代頃から明や朝鮮の支配層の間で貂皮が流行すると、貂皮と鉄物との密貿易が活発になった。明朝が鉄物禁輸措置を強化すると、女真族は朝鮮に対して互市を求め、成宗13年に羈縻政策として満浦鎮貿易が始まった。但し輸出品は塩醬・布物に、輸入品は女真馬に限られており、当初より有名無実なものであった。

この頃既に女真族は水鉄製品を鑄つぶして鉄鏃を鍛造できるようになっており、その情報も朝鮮に伝わっていた。しかし①水鉄を精錬すれば正鉄に加

工できることを朝鮮人が知らなかったこと、②薪鉄から正鉄への精錬過程でも重量が4分の1以下に大幅減少すること、③女真族の鍛造技術は未だ明や朝鮮ほど高くなかったことなどの理由により、危機感は持続しなかった。16世紀には鉄物密貿易は一層盛んになり、明朝は水鉄製品の輸出を緩和した。朝鮮でも中宗後期以降、朝廷で鉄物禁輸が議題になることは無くなった。

16世紀中葉より明では青銅製の仏郎機砲が鑄造され、16世紀末の壬辰倭乱では日本軍が正鉄製の火繩銃を盛んに使用した（山本進，2016）。この時代の火器は未だ弓箭を圧倒的に凌駕するものではなかったが、北方の諸民族が鉄鋸を装備していることに神経を尖らす必要性は相対的に低下していた。東アジアの軍事技術は着実に進歩しており、中朝両国の関心は北虜から南倭へと移っていたのである。

参考文献

河内良弘「明代東北アジアの貂皮貿易」『東洋史研究』30巻1号，1971年（河内，1992所収）

河内良弘『明代女真史の研究』同朋舎，1992年

旗田巍「明代女真の鉄器について」『東方学報』東京11冊之1，1940年

山本進「朝鮮前期の貂皮貿易」北九州市立大学『外国語学部紀要』150号，2020年

山本進「朝鮮時代の火器」『東洋史研究』75巻2号，2016年

柳承宙「朝鮮前期의 軍需鉄鋸業研究」『韓国史論7——朝鮮前期 国防体制의 諸問題』国史編纂委員会，1980年

양선아「단성호적에 나타난 生鉄・水鉄 생산지와 입지적 특징」『韓國学研究』69，2019年

註

（1）『朝鮮太宗実録』卷11，太宗6年2月己卯・5月己亥。

朝鮮前期の対女真貿易

- (2) 同右, 卷 34, 太宗 17 年 9 月丁丑・10 月戊戌。
- (3) 『朝鮮世宗實錄』卷 24, 世宗 6 年 4 月辛未、同右, 卷 25, 世宗 6 年 7 月乙亥、同右, 卷 26, 世宗 6 年 11 月甲申。
- (4) 同右, 卷 57, 世宗 14 年 8 月甲寅、同右, 卷 59, 世宗 15 年 2 月己亥・3 月癸亥。
- (5) 同右, 卷 63, 世宗 16 年正月庚寅。
- (6) 同右, 卷 59, 世宗 15 年 3 月乙亥
兵曹啓。平安・咸吉道。地連彼境。故鉄物買売。已曾立法防禁。然無識之徒。意謂防禁疎闊。如前買売者。間或有之。自今以後。兩道居民如炊飯鉄器・農器・兵器等鉄物。与彼人買売者及知情故放者。以違禁下海律科罪。……従之。
- (7) 同右, 卷 64, 世宗 16 年 5 月甲申
伝旨平安・咸吉道監司・都節制使。人臣義無私交。古今通義。然本国地連野人。朝往夕来。則不可論以私交。故彼人之来。辺將視以為常。待之不疑。其来尚矣。彼人第以好意。如皮物之類。贈諸辺將。辺將拳義不納。則無知彼人。不協於心。今後或有贈送之物。答曰感謝。或以縣布。或以塩醬・米穀。隨其物価多寡。臨時酌量。称以自意回奉而給之。隨即啓達。并論辺將。
- (8) 同右, 卷 82, 世宗 20 年 8 月庚申。
- (9) 『大明英宗實錄』卷 54, 正統 4 年 4 月己丑。
- (10) 『朝鮮世祖實錄』卷 31, 世祖 9 年 8 月甲午。
- (11) 『朝鮮世宗實錄』卷 106, 世宗 26 年 11 月丙子
軍器監提調李葳啓。今承伝旨。銅鑞非本国所産。以水鉄鑄火砲試之。臣尽心布置。然水鉄性強不堅。故未易鍊鑄。臣聞。北方野人。以水鉄農器。易軟鉄為軍器者頗多。本国未知其術。宜令礼曹。問於野人来朝者。若不以実告。則慶城人伝習野人者亦多。宜駢召才良者。伝習為便。下礼曹。
- (12) 『朝鮮睿宗實錄』卷 2, 睿宗即位年 11 月癸亥。
- (13) 『朝鮮成宗實錄』卷 48, 成宗 5 年 10 月庚戌
司憲府大司憲李恕長等上疏曰。……近者辺郡守令慢不奉法。換易毛物。必於彼

人而惟鉄物は售。以衣服不緊之具。換軍国有用之器。固為不可。況以兵刃輸敵手乎。伝聞。野人旧無鉄箭。率用骨鏃。今則至有以鉄為甲者。其為害豈不明甚。

- (14) 同右，卷 50，成宗 5 年 12 月乙巳

[侍講官洪貴達] 又啓曰。野人之地。本無鉄。以骨為箭鏃。今所虜野人之矢。鉄鏃居半。臣訝而問之。則云。六鎮所貢貂鼠皮。率皆貿于彼人。故以牛馬鉄易之。刃將亦受彼人毛皮。而不以為怪。請須嚴立法以禁之。

- (15) 同右，卷 55，成宗 6 年 5 月庚申、同右，卷 57，成宗 6 年 7 月辛酉。

- (16) 同右，卷 52，成宗 6 年 2 月辛巳

御昼講。講訖。克培啓曰。往時野人屈木為鐙。削鹿角為鏃。今聞鐙・鏃皆用鉄。是無他国家責貢貂皮於五鎮守令。托以進上。誅求於民。而貂皮產於野人之地。故或以農器。或以農牛換之。實是資敵。請除五鎮貂皮之貢。上曰。前日有陳此弊者。而洪允成以為。野人处亦有炉冶匠。克培曰。野人不解鍊鉄。但得正鉄改造耳。

- (17) 同右，卷 27，成宗 4 年 2 月壬申

申叔舟議。……且鑄鉄直鎔而成器。正鉄鎔者・成器者各異。不宜有稅。仍旧勿稅。

- (18) 同右，卷 135，成宗 12 年 11 月癸巳

尹壕又啓曰。臣聞。北方之人。与狄人交市。至以鉄甲。私相貿易。克墩曰。鉄甲互市。万無是理。

- (19) 同右，卷 253，成宗 22 年 5 月壬午

永安北道節度使成俊馳啓曰。造山被擄逃來慶興官奴達生・今山等招云。……箭鏃・甲冑。日夜打造。

同右，卷 255，成宗 22 年 7 月丁亥

上曰。弓箭何如。達生等曰。弓矢皆強勁。設風炉造箭鏃。皆淬之。

- (20) 同右，卷 251，成宗 22 年 3 月庚寅

粹彦又啓曰。來朝野人。多以破鞍及刀子請改造。鉄鐙不得已改造。其刀刃若錐

朝鮮前期の対女真貿易

者。竝令改造不可。上曰。然。輕与鉄物不可。其令禁断。

- (21) 『大明憲宗実録』 卷 159, 成化 12 年 11 月癸亥。
- (22) 『朝鮮成宗実録』 卷 142, 成宗 13 年 6 月癸亥、同右, 卷 145, 成宗 13 年閏 8 月戊辰・庚午。
- (23) 『大明孝宗実録』 卷 195, 弘治 16 年正月甲午、同右, 卷 200, 弘治 16 年 6 月甲辰。
- (24) 『大明穆宗実録』 卷 55, 隆慶 5 年 (1571) 3 月庚寅、同右, 卷 70, 隆慶 6 年 5 月乙巳。
- (25) 『燕山君日記』 卷 29, 燕山君 4 年 (1498) 4 月癸未・丙戌。
- (26) 『朝鮮中宗実録』 卷 7, 中宗 3 年 (1508) 11 月丙申、同右, 卷 12, 中宗 5 年 9 月丁丑。
- (27) 同右, 卷 25, 中宗 11 年 6 月辛亥、同右, 卷 29, 中宗 12 年 9 月乙未。
- (28) 同右, 卷 21, 中宗 9 年 11 月己卯・壬午。
- (29) 同右, 卷 23, 中宗 11 年正月乙酉。